

随意契約に係る情報の公表

| 物品役務等の名称及び数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募) | 契約金額 | 再就職の役員の数 | 備考 |
|--------------------------|--|----------|---|---|------------|----------|----|
| 人事・給与・共済事務システム及びサーバに係る保守 | 契約職 国立研究開発法人建築研究所理事長 緑川 光正 茨城県つくば市立原1番地3 | H31.4.1 | 株式会社内田洋行 公共本部 ガバメント事業推進部 東京都江東区東陽2丁目3番25号 | (建築研究所会計規程第56条第4項第一号及び建築研究所契約業務取扱規程第20条第1項第二号)本業務は、システムの機能を把握した上での対応が要求されるが、当該システムは、株式会社内田洋行のパッケージソフト「e-ActiveStaff」を使用しており、当該ソフトウェアの著作権は同社が有している。建築研究所の随意契約についての2. ⑦「電算システムのプログラムの改良又は保守であって、当該システムの著作権その他の排他的権利を有するシステム開発者にしかできないと認められるものを当該システム開発者に行わせるとき」に該当することから、当該業務を実施しう者と随意契約するものである。 | ¥1,244,160 | 0 | |
| 高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物処分業務 | 契約職 国立研究開発法人建築研究所理事長 緑川 光正 茨城県つくば市立原1番地3 | R1.7.16 | 中間貯蔵・環境安全事業株式会社北海道PCB処理事業所 東京都港区芝1丁目7番17号 | (建築研究所会計規程第56条第4項第一号)高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物処分については「ポリ塩化ビフェニル廃棄物(以下「PCB 廃棄物」という。)の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成13年法律第65号)」により環境大臣が作成し閣議決定された「PCB廃棄物処理基本計画」に基づき、茨城県が定めた「茨城県PCB 廃棄物処理計画」に従い処分することとされている。PCB 廃棄物処理基本計画においては、「全国5箇所にある中間貯蔵・環境安全事業株式会社(以下「JESCO」という。)のPCB 処理事業所の処理能力を相互に活用することの一環として、安定器等・汚染物については、北九州PCB 処理事業所及び北海道PCB 処理事業所において処理することとし、計画的処理完了期限、事業終了準備期間を設け、高圧トランス等及び高圧コンデンサ等、安定器等・汚染物については最長でも平成34年度までに処理することとした。」と定められ、さらに、茨城県PCB 廃棄物処理計画では「本県に存在するPCB 廃棄物は、設置されている自社処理施設で処理するものと低濃度PCB 廃棄物を除き、室蘭市内に設置されているJESCO の拠点的広域処理施設で処理を行うことを基本とする。」と定められている。よって、当該業務をしう者と随意契約するものである。 | ¥1,201,200 | 0 | |

| 物品役務等の名称及び数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募) | 契約金額 | 再就職の役員の数 | 備考 |
|--------------------------------|--|----------|-------------------------------------|---|-------------|----------|----|
| 国立研究開発法人建築研究所 持続可能プログラム実施補助業務 | 契約職 国立研究開発法人建築研究所理事長 緑川 光正 茨城県つくば市立原1番地3 | R1.8.9 | 国立大学法人政策研究大学院大学 東京都港区六本木7丁目22番1号 | (建築研究所会計規程第56条第4項第一号) 本業務の遂行に当たっては、第四期中長期目標で要請されている建築研究所の研究開発成果の最大化に資するよう、建築研究所以外の大学・研究機関等の研究開発成果も含めた国内外の関連する学術論文又はこれと同等以上の水準の文献資料を収集・整理し、外国語の論文等については日本語に翻訳したうえで、抄録として取りまとめることで、建築研究所の安全・安心プログラムの進捗管理や今後の個別研究開発課題の評価に活用することができるようにするほか、研究発表会の開催等によって成果の普及を図るものである。これらの作業を確実かつ効率的に行うには、住宅・建築・都市計画における学会・業界の最新の動向や社会的要請の高い課題等に関する幅広い知識・情報、調査研究の蓄積や、研究発表会の運営のノウハウ等を有している外部機関に作業を依頼することが不可欠であることから企画競争による企画提案書の招請及び審査を行った。提出された企画提案書に基づき、実施体制及び実施方法について技術審査を行い総合的に評価した結果、本業務の遂行に必要な能力を有していると判断されたことから、本業務の特命業者として認定した。 | ¥7,000,000 | 0 | |
| 国立研究開発法人建築研究所 安全・安心プログラム実施補助業務 | 契約職 国立研究開発法人建築研究所理事長 緑川 光正 茨城県つくば市立原1番地3 | R1.8.9 | 国立大学法人政策研究大学院大学 東京都港区六本木7丁目22番1号 | (建築研究所会計規程第56条第4項第一号) 本業務の遂行に当たっては、第四期中長期目標で要請されている建築研究所の研究開発成果の最大化に資するよう、建築研究所以外の大学・研究機関等の研究開発成果も含めた国内外の関連する学術論文又はこれと同等以上の水準の文献資料を収集・整理し、外国語の論文等については日本語に翻訳したうえで、抄録として取りまとめることで、建築研究所の安全・安心プログラムの進捗管理や今後の個別研究開発課題の評価に活用することができるようにするほか、研究発表会の開催等によって成果の普及を図るものである。これらの作業を確実かつ効率的に行うには、住宅・建築・都市計画における学会・業界の最新の動向や社会的要請の高い課題等に関する幅広い知識・情報、調査研究の蓄積や、研究発表会の運営のノウハウ等を有している外部機関に作業を依頼することが不可欠であることから企画競争による企画提案書の招請及び審査を行った。提出された企画提案書に基づき、実施体制及び実施方法について技術審査を行い総合的に評価した結果、本業務の遂行に必要な能力を有していると判断されたことから、本業務の特命業者として認定した。 | ¥24,000,000 | 0 | |

| 物品役務等の名称及び数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募) | 契約金額 | 再就職の役員の数 | 備考 |
|-------------------------------|---|----------|--|---|-------------|----------|----|
| 衛星データを元にした3次元建物データ生成ツール検討支援業務 | 契約職 国立研究開発法人建築研究所理事長 緑川 光正 茨城県つくば市立原1番地3 | R1.9.12 | 株式会社パスコ中央事業部 東京都目黒区東山1丁目1番2号 | (建築研究所会計規程第56条第4項第一号) 本業務の遂行にあたっては、ツールの詳細設計とプログラムの作成、実データでの試行的処理等の多岐にわたる膨大な作業が必要であり、これらの作業を効率的に行うには、写真等からの3次元形状化処理を含む業務等の経験を十分に有する外部機関に作業を依頼することが不可欠であることから、企画競争による企画提案書の招請及び審査を行った。提出された企画提案書に基づき、業務実績、実施体制及び実施方法について技術審査を行い、総合的に評価した結果、株式会社パスコが本業務の遂行に必要な能力を十分に有し、かつ最も優れていると判断されたことから、本業務の特命業者として認定した。 | ¥6,589,000 | 0 | |
| 強度試験棟200トナーポ型試験機(19)保守点検業務 | 契約職 国立研究開発法人建築研究所理事長 緑川 光正 茨城県つくば市立原1番地3 | R1.9.20 | 株式会社鷺宮製作所 東京都新宿区大久保3丁目8番2号 | (建築研究所会計規程第56条第4項第一号) 本業務の実施にあたっては、装置全体の機能を把握した上での対応が要求されるが、株式会社鷺宮製作所は、当該実験装置を製造し、建築研究所に納入した会社であり、当該法人以外に本業務を実施させた場合は、装置の機能面及び安全面の確保並びに使用において著しい支障が生じるおそれがある。本業務は、特殊な機器の維持管理であって、当該機器の製造を行った一の者しかできないと認められるものを当該者に行わせるものである。このことから当該法人が、本業務を行うための知見等を有する唯一の者である。 | ¥2,937,000 | 0 | |
| 実大構造物実験棟加力計測システム外1件(19)保守点検業務 | 契約職 国立研究開発法人建築研究所理事長 緑川 光正 茨城県つくば市立原1番地3 | R1.10.16 | 三菱重工機械システム株式会社 兵庫県神戸市兵庫区和田崎町1丁目1番1号 | (建築研究所会計規程第56条第4項第一号) 本業務の実施にあたっては、装置全体の機能を把握した上での対応が要求されるが、三菱重工機械システム株式会社は、当該実験装置を製造し、建築研究所に納入した三菱重工株式会社より事業移管された会社であり、当該法人以外に本業務を実施させた場合は、装置の機能面及び安全面の確保並びに使用において著しい支障が生じるおそれがある。本業務は、特殊な機器の維持管理であって、当該機器の製造を行った一の者しかできないと認められるものを当該者に行わせるものである。このことから当該法人が、本業務を行うための知見等を有する唯一の者である。 | ¥12,936,000 | 0 | |

| 物品役務等の名称及び数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募) | 契約金額 | 再就職の役員の数 | 備考 |
|-----------------------------------|---|----------|--|--|------------|----------|----|
| 3Dモデリングによる建物被害状況解析プログラムの自動化改良支援業務 | 契約職 国立研究開発法人建築研究所理事長 緑川 光正 茨城県つくば市立原1番地3 | R2.10.17 | みずほ情報総研株式会社 東京都千代田区神田錦町2丁目3番地 | (建築研究所会計規程第56条第4項第一号) 本業務の遂行にあたっては、既存技術の理解を含む十分な計画準備や、全体コントロール機能の追加開発と既存ツール群の統合による全自動プログラムの作成作業、実データでの試行的処理等の多岐にわたる膨大な作業が必要である。これらの作業を効率的に行うには、地理空間データの処理プログラムの開発を含む業務等の経験を十分に有する外部機関に作業を依頼することが不可欠であることから、企画競争による企画提案書の招請及び審査を行った。提出された企画提案書に基づき、業務実績、実施体制及び実施方法について技術審査を行い、総合的に評価した結果、みずほ情報総研株式会社が本業務の遂行に必要な能力を十分に有し、かつ最も優れていると判断されたため、本業務の特命業者として選定した。 | ¥4,994,000 | 0 | |
| 衛星SARによる建物被害集中地区解析プログラム作成支援業務 | 契約職 国立研究開発法人建築研究所理事長 緑川 光正 茨城県つくば市立原1番地3 | R1.11.8 | 一般財団法人リモート・センシング技術センター 東京都港区虎ノ門3丁目17番1号 | (建築研究所会計規程第56条第4項第一号) 本業務の遂行にあたっては、詳細設計をはじめプログラムの作成や実データでの試行的処理等の多岐にわたる膨大な作業が必要である。これらの作業を効率的に行うには、衛星SARデータの干渉解析を含む業務等の経験を十分に有する外部機関に作業を依頼することが不可欠であることから企画競争による企画提案書の招請及び審査を行った。提出された企画提案書に基づき、業務実績、実施体制及び実施方法について技術審査を行い、総合的に評価した結果、一般財団法人リモート・センシング技術センターが本業務の遂行に必要な能力を十分に有し、かつ最も優れていると判断されたため、本業務の特命業者として選定した。 | ¥5,940,000 | 0 | |
| 火災画像解析システムプロトタイプ作成業務 | 契約職 国立研究開発法人建築研究所理事長 緑川 光正 茨城県つくば市立原1番地3 | R1.11.12 | みずほ情報総研株式会社 東京都千代田区神田錦町2丁目3番地 | (建築研究所会計規程第56条第4項第一号) 本業務の遂行にあたっては、リアルタイム情報処理及びWebGISに関する専門知識が必要である。これらの作業を効率的に行うには、WebGISを用いた情報処理に関するプログラムの設計・開発等の経験を十分に有する外部機関に作業を依頼することが不可欠であることから、企画競争による企画提案書の招請及び審査を行った。提出された企画提案書に基づき、業務実績、実施体制及び実施方法について技術審査を行い、総合的に評価した結果、みずほ情報総研株式会社が本業務の遂行に必要な能力を十分に有していると判断されたため、本業務の特命業者として選定した。 | ¥6,985,000 | 0 | |

| 物品役務等の名称及び数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募) | 契約金額 | 再就職の役員の数 | 備考 |
|------------------------|--|----------|------------------------------------|--|------------|----------|----|
| 高知市北本町の微動振幅比の表面波模擬解析業務 | 契約職 国立研究開発法人建築研究所理事長 緑川 光正 茨城県つくば市立原1番地3 | R1.11.19 | 株式会社東京ソイルリサーチ 東京都目黒区東が丘2丁目1番16号 | (建築研究所会計規程第56条第4項第一号) 本業務は、高知市北本町にある民間建物(鉄筋コンクリート造3階建て杭基礎)で実施している建物と地盤の同時地震観測で得られた強震記録について、建物-地盤連成系モデルを用いた動的相互作用メカニズム解明のためのシミュレーション解析を行うに先立って、用いる地盤モデルの妥当性を保証するため、地表で計測される微動の水平鉛直振幅比スペクトルを求め、これを、設定した地盤モデルから計算される表面波の理論振幅比スペクトルにより適切に模擬できることを確認するものである。本業務で要求する表面波の理論振幅比スペクトルの計算では、論文「レイリー波とラブ波の振幅比が微動の水平鉛直スペクトル比に与える影響」で示されている、基本モードから高次モードまでの表面波を精度良く求め、これらの影響を重ね合わせて評価する解析技術が必須となる。この技術は、同論文の著者らの間の取り決めにより、その使用にあたっては第1著者の合意が必要となっており、また、第1著者は、当該技術の地盤関連業務における使用を株式会社東京ソイルリサーチに限って許諾している。本業務は特許権、実用新案権その他の知的財産権の権利者が他者にその実施を許諾していない場合又は特定の一者に権利の使用を認めている場合に当たるものである。このことから、当該法人は、上記要求業務を遂行できる唯一の業者と判断されたため、本業務の特命業者として選定した。 | ¥2,420,000 | 0 | |
| 令和元年度会計監査業務 | 契約職 国立研究開発法人建築研究所理事長 緑川 光正 茨城県つくば市立原1番地3 | R1.11.20 | 太陽有限責任監査法人 東京都港区元赤坂1丁目2番7号 | (建築研究所会計規程第56条第4項第一号) 本業務は、国立研究開発法人建築研究所における会計監査人の監査業務である。独立行政法人通則法第40条の規定において、会計監査人は主務大臣が選任することとなっており、本規定に基づき、当研究所の会計監査人として選任された太陽有限責任監査法人は、本業務を実施できる唯一の法人である。 | ¥3,515,600 | 0 | |

| 物品役務等の名称及び数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募) | 契約金額 | 再就職の役員の数 | 備考 |
|---------------------------------------|---|----------|-------------------------------------|--|------------|----------|----|
| 火災風洞実験棟火災風洞装置(19)保守点検業務 | 契約職 国立研究開発法人建築研究所理事長 緑川 光正 茨城県つくば市立原1番地3 | R1.12.4 | 株式会社風技術センター 東京都墨田区墨田4-8-7 | (建築研究所会計規程第56条第4項第一号) 本業務の実施にあたっては、特殊な実験装置全体の機構を把握した上での対応が要求される。株式会社風技術センターは、当該実験装置を製造し、建築研究所に納入した会社であり、当該法人以外に本業務を実施させた場合は、装置の機能面及び安全面の確保並びに使用において著しい支障が生じるおそれがある。本業務は、特殊な機器の維持管理であって、当該機器の製造を行った一の者しかできないと認められるものを当該法人に行わせるものである。このことから当該法人が、本業務を行うための知見等を有する唯一の者である。 | ¥1,386,000 | 0 | |
| 防耐火実験棟加熱試験装置(19)保守点検業務 | 契約職 国立研究開発法人建築研究所理事長 緑川 光正 茨城県つくば市立原1番地3 | R1.12.6 | 東和耐火工業株式会社 東京都中央区日本橋茅場町1丁目13番12号 | (建築研究所会計規程第56条第4項第一号) 本業務の実施にあたっては、装置全体の機構を把握した上での対応が要求される。東和耐火工業株式会社は、当該実験装置を製造し、建築研究所に納入した会社であり、当該法人以外に本業務を実施させた場合は、装置の機能面及び安全面の確保並びに使用において著しい支障が生じるおそれがある。本業務は、特殊な機器の維持管理であって、当該機器の製造を行った一の者しかできないと認められるものを当該法人に行わせるものである。このことから当該法人が、本業務を行うための知見等を有する唯一の者である。 | ¥990,000 | 0 | |
| 建築環境実験棟業務用空調システム性能評価設備施設外3件(19)保守点検業務 | 契約職 国立研究開発法人建築研究所理事長 緑川 光正 茨城県つくば市立原1番地3 | R1.12.13 | 株式会社大西熱学 東京都墨田区緑1丁目19番9号 | (建築研究所会計規程第56条第4項第一号) 本業務の実施にあたっては、装置全体の機構を把握した上での対応が要求される。株式会社大西熱学は、当該実験装置を製造し、建築研究所に納入した会社であり、当該法人以外に本業務を実施させた場合は、装置の機能面及び安全面の確保並びに使用において著しい支障が生じるおそれがある。本業務は、特殊な機器の維持管理であって、当該機器の製造を行った一の者しかできないと認められるものを当該法人に行わせるものである。このことから、当該法人が、本業務を行うための知見等を有する唯一の者である。 | ¥3,355,000 | 0 | |

| 物品役務等の名称及び数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募) | 契約金額 | 再就職の役員の数 | 備考 |
|-----------------------------|---|----------|-------------------------------------|--|-------------|----------|----|
| 木造戸建て住宅の耐水化計画書の作成及びコスト等検討業務 | 契約職 国立研究開発法人建築研究所理事長 緑川 光正 茨城県つくば市立原1番地3 | R1.12.16 | 株式会社現代計画研究所 東京都練馬区豊玉北6-4-4-201 | (建築研究所会計規程第56条第4項第一号) 本業務の遂行にあたっては、建築設計の実務に係わる専門知識・経験が必要であり、これらの作業を効率的に行うには、建築設計の実務に係わる業務等の経験を十分に有する外部機関に作業を依頼することが不可欠であることから、企画競争による企画提案書の招請及び審査を行った。提出された企画提案書に基づき、業務実績、実施体制及び実施方法について技術審査を行い、総合的に評価した結果、株式会社現代計画研究所が本業務の遂行に必要な能力を十分に有していると判断されたため、本業務の特命業者として選定した。 | ¥3,995,376 | 0 | |
| BIMを用いる建築確認図書の作成標準(案)の開発 | 契約職 国立研究開発法人建築研究所理事長 緑川 光正 茨城県つくば市立原1番地3 | R1.12.26 | 一般財団法人日本建築センター 東京都千代田区神田錦町1丁目9番地 | (建築研究所会計規程第56条第4項第一号) 本業務の遂行にあたっては、建築確認に供するBIMモデル作成、試審査用建築確認図書の作成とその試審査、及び、確認審査BIM表現標準の検討と解説書の作成について、業務の検討対象とする建築物の設計、当該設計物に対応するBIMモデルの作成の能力が必要であること、建築物の確認審査について熟知していること、および、確認審査業務における、BIMモデルのモデル表現や、BIM属性情報の参照の方法に係る専門的な知見と技術を保有している事をもとめられる。このため、当該業務について、これらの能力のある者に対して業務発注する必要があることから、企画競争による企画提案書の招請および技術審査を行った。提案された企画提案書に基づき、業務実績、業務への理解度、実施方法等について審査を行い総合的に評価した結果、一般財団法人日本建築センターが本業務の遂行に対して最も適切であると判断されたため、本業務の特命業者として選定した。 | ¥33,000,000 | 0 | |

| 物品役務等の名称及び数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募) | 契約金額 | 再就職の役員の数 | 備考 |
|---------------------------------|--|----------|--------------------------------|--|------------|----------|----|
| 建築音響実験棟デジタル精密騒音計他(19)保守点検業務 | 契約職 国立研究開発法人建築研究所理事長 緑川 光正 茨城県つくば市立原1番地3 | R2.1.9 | リオン株式会社 東京都国分寺市東元町3丁目20番41号 | (建築研究所会計規程第56条第4項第一号) 本業務の実施にあたっては、装置全体の機構を把握した上での対応が要求されるが、リオン株式会社は、当該実験装置を製造し、建築研究所に納入した会社であり、当該法人以外に本業務を実施させた場合は、装置の機能面及び安全面の確保並びに使用において著しい支障が生じるおそれがある。本業務は、特殊な機器の維持管理であって、当該機器の製造を行った一の者しかできないと認められるものを当該法人に行わせるものである。このことから当該法人が、本業務を行うための知見等を有する唯一の者である。 | ¥1,595,000 | 0 | |
| 建築設備実験棟温度成層風洞実験装置機械設備(19)保守点検業務 | 契約職 国立研究開発法人建築研究所理事長 緑川 光正 茨城県つくば市立原1番地3 | R2.1.16 | 川崎重工業株式会社 神戸市中央区東川崎町3丁目1番1号 | (建築研究所会計規程第56条第4項第一号) 本業務の実施にあたっては、装置全体の機構を把握した上での対応が要求される。川崎重工業株式会社は、当該実験装置を製造し、建築研究所に納入した会社であり、当該法人以外に本業務を実施させた場合は、装置の機能面及び安全面の確保並びに使用において著しい支障が生じるおそれがある。本業務は、特殊な機器の維持管理であって、当該機器の製造を行った一の者しかできないと認められるものを当該法人に行わせるものである。このことから、当該法人が、本業務を行うための知見等を有する唯一の者である。 | ¥2,028,400 | 0 | |

| 物品役務等の名称及び数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募) | 契約金額 | 再就職の役員の数 | 備考 |
|--|---|----------|------------------------------------|---|------------|----------|----|
| 将来都市構造予測プログラムの改良業務 | 契約職 国立研究開発法人建築研究所理事長 緑川 光正 茨城県つくば市立原1番地3 | R2.1.27 | アカデミックエクスプレス株式会社 茨城県つくば市千現2-1-6 | (建築研究所会計規程第56条第4項第一号) 本業務の遂行にあたっては、改良に向けた詳細設計をはじめ、プログラミングの実施や実都市での動作テスト等の多岐にわたる膨大な作業が必要である。これらの作業を効率的に行うには、統計データや地理空間データを扱うプログラム作成業務の経験を有する外部機関に作業を依頼することが不可欠であることから、企画競争による企画提案書の招請及び審査を行った。提出された企画提案書に基づき、業務実績、実施体制及び実施方法について技術審査を行い、総合的に評価した結果、アカデミックエクスプレス株式会社が本業務の遂行に必要な能力を十分に有していると判断されたため、本業務の特命業者として選定した。 | ¥3,993,000 | 0 | |
| 建物被害結果の集約・可視化機能と災害対応優先度算定機能のプロトタイプ作成支援業務 | 契約職 国立研究開発法人建築研究所理事長 緑川 光正 茨城県つくば市立原1番地3 | R2.2.7 | みずほ情報総研株式会社 東京都千代田区神田錦町2丁目3番地 | (建築研究所会計規程第56条第4項第一号) 本業務の遂行にあたっては、衛星SARや航空機・ドローン等から解析された結果を集約し優先度の算定までを行うプログラム作成のための詳細設計や、プロトタイプ版プログラムの作成作業とテスト等の多岐にわたる膨大な作業が必要である。これらの作業を効率的に行うには、地理空間データの処理プログラムの開発を含む業務等の経験を十分に有する外部機関に作業を依頼することが不可欠であることから企画競争による企画提案書の招請及び審査を行った。提出された企画提案書に基づき、業務実績、実施体制及び実施方法について技術審査を行い、総合的に評価した結果、みずほ情報総研株式会社が本業務の遂行に必要な能力を十分に有していると判断されたため、本業務の特命業者として選定した。 | ¥4,400,000 | 0 | |

| 物品役務等の名称及び数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募) | 契約金額 | 再就職の役員の数 | 備考 |
|---|--|----------|------------------------------|---|------------|----------|----|
| 建築部材実験棟環境調和型動的的水平荷重装置(19)保守点検業務 | 契約職 国立研究開発法人建築研究所理事長 緑川 光正 茨城県つくば市立原1番地3 | R2.2.20 | 株式会社守谷商会 東京都中央区八重洲1丁目4番22 | (建築研究所会計規程第56条第4項第一号)本業務の実施にあたっては、特殊な実験装置全体の機構を把握した上での対応が要求される。株式会社守谷商会は、当該実験装置を製造し、建築研究所に納入した会社であり、当該法人以外に本業務を実施させた場合は、装置の機能面及び安全面の確保並びに使用において著しい支障が生じるおそれがある。本業務は、特殊な機器の維持管理であって、当該機器の製造を行った一の者しかできないと認められるものを当該法人に行わせるものである。このことから当該法人が、本業務を行うための知見等を有する唯一の者である。 | ¥1,584,000 | 0 | |
| 風雨実験棟乱流境界層風洞施設の風洞制御システムおよび多点圧力測定装置(19)保守点検・改修業務 | 契約職 国立研究開発法人建築研究所理事長 緑川 光正 茨城県つくば市立原1番地3 | R2.2.27 | 東亜工業株式会社 東京都葛飾区四つ木1-22-1 | (建築研究所会計規程第56条第4項第一号)本業務の実施にあたっては、特殊な実験装置全体の機構を把握した上での対応が要求される。東亜工業株式会社は、当該実験装置を製造し、建築研究所に納入した会社であり、当該法人以外に本業務を実施させた場合は、装置の機能面及び安全面の確保並びに使用において著しい支障が生じるおそれがある。本業務は、特殊な機器の維持管理であって、当該機器の製造を行った一の者しかできないと認められるものを当該法人に行わせるものである。このことから当該法人が、本業務を行うための知見等を有する唯一の者である。 | ¥1,727,000 | 0 | |